

社会福祉法人友の会
一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和1年12月16日～令和3年12月15日までの2年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和1年12月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和2年1月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得人数を2名以上にする
女性社員・・・取得率を75%以上にする

<対策>

- 令和2年1月～ 男性も育児休業を取得できることを周知するため、男性職員を対象としたパンフレットを作成、対象職員を把握した場合は、個別に制度の周知
- 令和2年1月～ 育児休業の取得希望者を対象とした個別説明の場を設ける

目標3：計画期間のいずれかの1年間の年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均7日以上とする。

<対策>

- 令和1年12月～ 有給休暇取得目標予定の掲示や、取得状況の実態を取りまとめる
- 令和2年1月～ 法人内の各会議や研修会の場で有給休暇促進への取り組みを職員に周知する